

第1章 部族とナショナリズムの関係

2

部族——その意味とコート・ジボワールの現実

はら くち たけ ひこ
原 口 武 彦

序 課題と方法【略】

出典 『部族——その意味とコート・ジボワール
の現実』研究参考資料243
アジア経済研究所 1975年

I 部族の意味【一部略】

II 部族の現実【一部略】

結論 族的存在としての人間【一部略】

序 課題と方法【略】

I 部族の意味

1. 問題状況——部族と人類学

M・ゴドリエ (Maurice Godelier) は、人類学における部族概念をめぐる今日の問題状況を次のように概括している。

「……〈部族〉という術語は人類学者の文章や言葉の中に字句としては入りこんできたが、そしてそれほど苛酷な理論的論争の戦場にさらされているようにはみえないけれども、ここ10年、この術語に関して疑惑、不安、批判、

そして時としてはその完全な放棄が、姿をあらわしはじめ、今日われわれは絶対的な危機の瀬戸際にたたされている。J・スチュワード (Julian Steward) は——彼自身は進化論者であるのだが——、彼にいわせれば〈すべてを包括する〉この概念に対しては最大の慎重さを要求するという。そしてM・シュワルツ (M. Schwarz), V・ターナー (V. Turner), A・トューデンド (A. Tudend) のような人びとは、自分たちが部族概念が伝統的に基礎的な概念の役割を演じてきた政治人類学の分野を研究していながら、部族概念を意識的に無視し、その存在について沈黙を守ることを選んでいる。」⁽¹⁾

人類学の内部に部族をめぐってこのような状況を生みだした背景には、いうまでもなくいわゆる第三世界の台頭という現実の状況変化がある。人類学にとって恰好のフィールドを提供してきた第三世界が今や沈黙を破って動きはじめた。人類学者の観点からすれば「そのような（部族的）社会組織についての有効な研究が、それらの社会が完全な意味で存在しなくなってしまった時代になってはじまつたということは、人類学の憂鬱な逆説 (melancholy paradox) である」⁽²⁾ということになる。

【中略】

その衝撃は、どのようななかたちをとってあらわれてきたか。それは、第三世界の台頭の過程で、部族ということばが、とくにそこから派生した部族主義ということばによって、現実の政治の場において負の符号を付された政治理念に転化させられた——というよりはその内在的な性格が顕在化したことを通じてであった。すなわち部族概念は「アフリカ、アメリカ、オセアニア、アジアに現存する部族的組織は、事実、新興諸国がその政治的・経済的発展の過程で、そして彼らの独立を確保する過程で遭遇する諸困難の原因となっている」⁽⁵⁾といったような文脈の中で頻繁にもちいられるようになった。ビアフラ戦争に代表されるような独立以後のアフリカ諸国の政治動乱は、少なくともその一部はこのような文脈で説明され理解された。

今日、アフリカ諸国の国家権力を掌握している政治指導者たちも、部族あるいは部族主義を負の符号においてとらえている点では一致している。自ら

の正統性を証明するものは民族主義であり、対抗勢力の不当性を証明するものは部族主義である。「タンガニーカは、部族的であると今日までいわれてきた——そしてそれは全く正しい——。そしてわれわれは人民の中に存在するこの部族意識を打ち破り、民族意識をうちたてる必要があることを認識している」⁽⁶⁾というニエレレ大統領のことばは、今日のアフリカの政治指導者たちの部族、あるいは部族主義についての考え方を代表しているようにおもわれる。

人類学研究の発展の内的な必然性としてではなく、いわばその外側から負の価値を付されて部族概念が送りかえされてきたのに対して、人類学はどのように対応したのだろうか。もともと部族概念には、負の符号を付される要素が内在していたのだろうか。

部族とは何かというような問いは、少なくとも20世紀の人類学の主流にとっては無縁な疑問であった。「原始的社会組織の研究——そして特にそのもっとも複雑で面倒な側面、親族関係と親族呼称の型の研究——は、その初期の時代から文化人類学の中心的な関心であった」⁽⁷⁾。しかし、ある特定の親族関係や親族呼称の型がどの程度に「原始的」——この語は人類学においては部族的という語とほぼ同義である——であるのかという進化論的問題は、19世紀末のモーガンに代表される創世期の人類学には鮮明に意識されていたが、そのような古典的人類学に対する批判的意識に支えられて発展してきた20世紀の機能主義、構造主義的な人類学にとっては、それが研究対象とする社会が、どの程度に原始的であり、部族的であるかという問いは、その問題群から脱落していった。

「……アフリカ人の社会生活のいかなる側面——経済的・政治的・宗教的——を理解するためにも、彼らの親族・婚姻制度についての完全な知識をもつことが必要である」⁽⁸⁾とラドクリフ＝ブラウンがいうとき、アフリカ社会では、親族・婚姻制度が規定的な意味をもっているという認識が存在し、それを前提としているとはいえ、そのような親族・婚姻制度の支配的な社会が進化論的あるいは発展段階論的に、どのように位置づけられるかというよう

な関心は存在せず、あるいはむしろ意識的にそのような見方を否定してきた。

「ここで採用する方法は、歴史的方法でも疑似歴史的方法（進化論的方法を指す——引用者注）でもなく、比較と分析を組み合わせた方法」⁽⁹⁾であると、ラドクリフ＝ブラウンは明言する。そしてそこで比較され、分析されるものが、親族制度であり婚姻制度、親族呼称の型などであるかぎり、部族は分析の内部に直接、介入してこない。このような研究方法をとる人類学にとっては、部族概念は自己の研究領域を部族、原始あるは未開と形容される社会に限定する、その限りにおいて意味をもってくるにすぎない。ゴドリエはいう。「……人類学者の大多数は、社会組織の一様式が存在することから、人間性進化において必然的な一段階が存在することを推論することを拒否し、人間諸社会の進化についての科学的分析の理論的可能性さえ疑い(Leach)，あるいはいかなる意味でも人間社会史にかかわることを拒否する」⁽¹⁰⁾。そしてこれらの人類学者たちは、部族概念を「多くの社会の中から社会の一つの類型、他のもの——バンドや諸国家など——に匹敵する特殊な社会組織の一様式を、他から区別するために」⁽¹¹⁾もちいているが、その内容については「全体的な合意はなく、不正確であり、これら種々の型を定義し、分離するためにえらばれる規準もあいまいである」⁽¹²⁾という。部族がどのように定義されようと、視野を部族の内部に限定しているかぎり、それは研究にとっては二義的な意味しかもたなかつた。

したがって、機能主義、構造主義と概括される今世紀の人類学研究の主流にとっては、部族概念が負の符号を付されてその外側から送りかえされてきたことは、身にふりかかってきた火の粉のように映じたにちがいない。そのような部族概念に対する政治的攻撃に対しては、この概念と縁をきることによってふりかかる火の粉を払いおとし自らの身を守るということが、その方法的性格からしてある程度、可能であった。研究領域を部族社会ではなくアフリカ社会と呼びかえても、当面、彼らの研究を続行することは可能であった。たとえば「……今日では、原始的(primitive)という語は、そのことがわれわれのロマン精神を傷つけることになろうとも、社会人類学の語彙から脱

落させるべきであり、〈部族〉という語は、その政治的自立性を保持していた過去の小規模な社会にのみ通常は適用されるべきであり、今日的な文脈の中ではそれから派生した新しい諸集団は、このカテゴリーに入る他の集団と同様にethnic groupと呼ばれるべきである」⁽¹³⁾といったような対応の仕方である。

しかし、このような対応は、明らかに問題の回避であってその解決であるとはいえない。今日的状況の中で、部族が、そして部族主義がどうして負の価値を帯びなければならぬのかという問題——政治の世界から人類学に投げかえされてきた、それこそ人類学が引き受けるべき問題——にそれは答えていないのである。さらに、人類学が部族と訛別するということは、人類学の存在理由そのものが問われるような危険に自らをさらけだすことを意味するのである。

【後略】

2. 氏族と部族——モーガンの『古代社会』——【略】

3. 種族と部族——tribeの翻訳【略】

4. 民族と部族——湯浅赴男の「民族論」によせて——【略】

II 部族の現実

【前略】

1. コート・ジボワールの部族的編成

第1表は、1965年、コート・ジボワール政府が発表した人口調査報告書⁽¹⁾に

もとづいて作成した、コート・ジボワールの部族的編成の概要である。

A欄は政府報告書に記載されている部族名 (ethnie) であり、そこで「その他」として省略されているもの、あるいは上記の部族に含められているらしいものの部族名を、ORSTOMが編纂した「文化・部族的グループ地図 (Groupes culturels et ethniques)」⁽²⁾から拾い出しB欄に記載した。両者あわせて部族の数は、51になる。これらは、G・P・マードックがその著作『アフリカ、その住民と文化史』(*Africa: its peoples and their culture history*)⁽³⁾で示しているアフリカ大陸全体で45系統に分類された806の部族名 (tribal name) にはほぼ対応している。

ただし、A欄の「6. アブレ」、B欄の「14. アポロニアン」、「16. エスマ」は、G・P・マードックでは「32/28. アシニ」に一括されているが、この部族名は政府報告書、ORSTOMの地図には見当らない。また、「12. アヒジ」は「8. アディウクル」に「13. エムバト」は「11. エブリエ」に、「20. ゴディエ」、「34. エガ」は「19. ディダ」に、「23. ニアブア」、「25. クヤ」、「31. ネヨ」はいずれも「18. ベテ」に、「27. ウビ」は「29. バクウェ」に、「38. トラ」は「35. ダン」に、「39. モナ」、「40. ウアン」は「36. グロ」に、「46. テグジエ」は「43. ロビ」に、それぞれ後者の名で一括されている。

すでに述べたとおり、コート・ジボワールには60以上の部族が存在しているといわれているが、この数字は植民地時代の初期、コート・ジボワールの植民地行政官であったM・ドラフォス (Maurice Delafosse) の行なったコート・ジボワールの言語に関する調査の報告書⁽⁴⁾に依拠しているものと思われる。その原典が手元にないので直接、照会することはできなかったが、第1表に掲げた51の部族は、数字的には若干、差があるが、M・ドラフォスのそれともほぼ対応しているものと推測される。

さて、これらの諸部族はそれぞれの歴史的系譜から、いくつかのグループに分類されている。政府報告書では六つ、ORSTOMの地図では大別して四つ、それをさらに細分して八つ、G・R・マードックの場合には、大きくは四つまたは五つ (Kru and Peripheral Mandeを二つと数えれば)、よりこまかく

第1表 コート・ジボワールの部族編成（1965年）【マードック分は略】

大グループ	部族名 ETHNIE		人口(1,000人)		
	A	B	域内	域外	計
AKAN	1. ABRON(DOMA) 2. AGNI 3. BAOULE		45 165 620	5 20 145	50 185 765
	4. AKIE(ATTIE) 5. ABE 6. ABOURE		135 70 18	25 15 7	160 85 25
	7. ABIDJI 8. ADIOUKROU 9. ALLADIAN 10. AVIKAM 11. EBRIE 12. AHIZI 13. MBATO 14. NZIMA(APPOLONIEN) 15. EOTILE 16. ESSOUMA 17. KROBOU		100	25	125
LAGUNAIRES	18. BETE 19. DIDA 20. GODIE 21. GUERE 22. WOBE(OUOBE) } (WE) その他		295 105 17 180	30 10 3 30	325 115 20 210
	23. NIABOUA 24. NIEDEBOUA 25. KOUYA 26. KOUZIE 27. OUBI 28. KROU 29. BAKWE 30. WANÉ 31. NEYO 32. KOTROHOU 33. KODIA 34. EGA		35	5	40
	35. DAN(YACOUBA) 36. GOURO 37. GAGOU(GBAN)		230 } 90	15 15	245 105
MANDE DE SUD	38. TOURA 39. MONA 40. OUAN		(35.DANに含まれている?) (36.GOUROに含まれている?)		
	41. MALINKE	42. DIOULA	400	265	665
	43. LOBI 44. SENOUFO		30 425	5 40	35 465
VOLTAIQUE	45. GOUIN 46. TEGESIE 47. BIRIFOR 48. SITI 49. NAFANA 50. NGEN 51. KOULANGO		?	?	200
	その他		?	?	180
			?	?	4,000

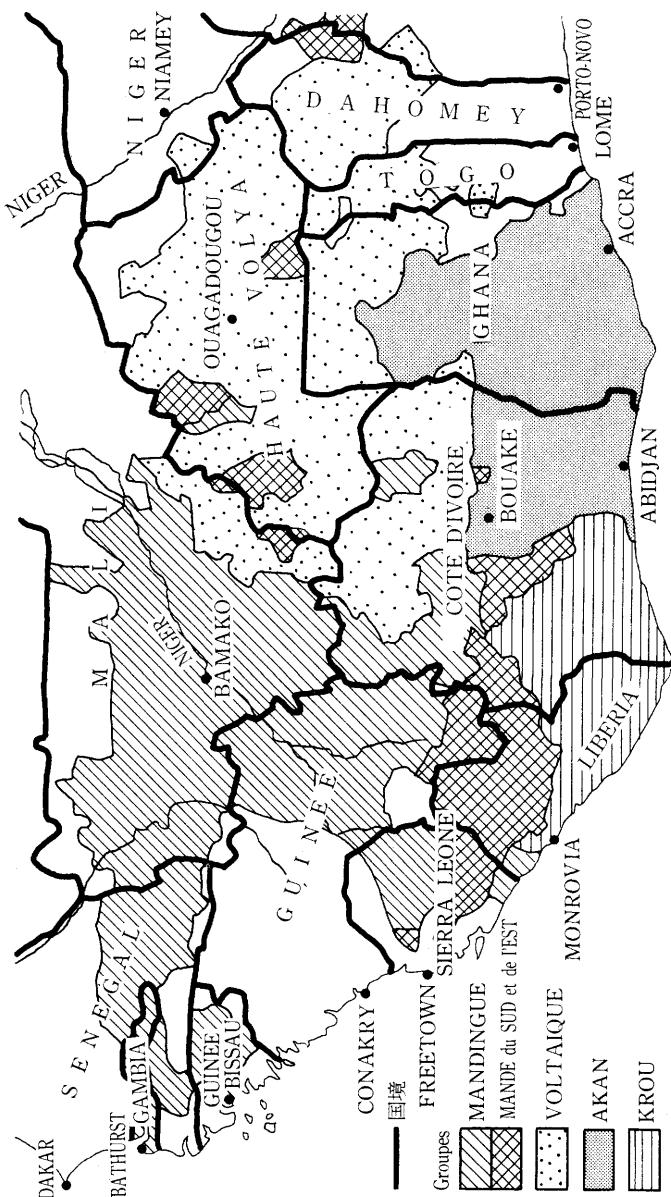
は、八つ（ポルタイックの「intrusive——移入グループ」——具体的にはディウラ族——を一つと数えれば九つ）に分類されている。第2表はこれらを比較対照したものであるが3者の間には大筋において差異はない。

ORSTOM地図による大分類の第1のグループ、広義のアカン・グループは、17世紀から19世紀末にかけて、東方、つまり今日のガーナ国の内陸部から移住してきた人びとの子孫とその文化的影響下に入った人びとによって形成された諸部族である。したがって、コート・ジボワール、ガーナの両国にまたがって分布しているこのアカン・グループの諸部族の人口は300万余、その大多数は、ガーナ国側に居住している。ガーナに居住するアカン・グループでもっとも著名なのは、部族連合を形成し19世紀末、イギリスの侵略に抵抗したアシャンティ族である。

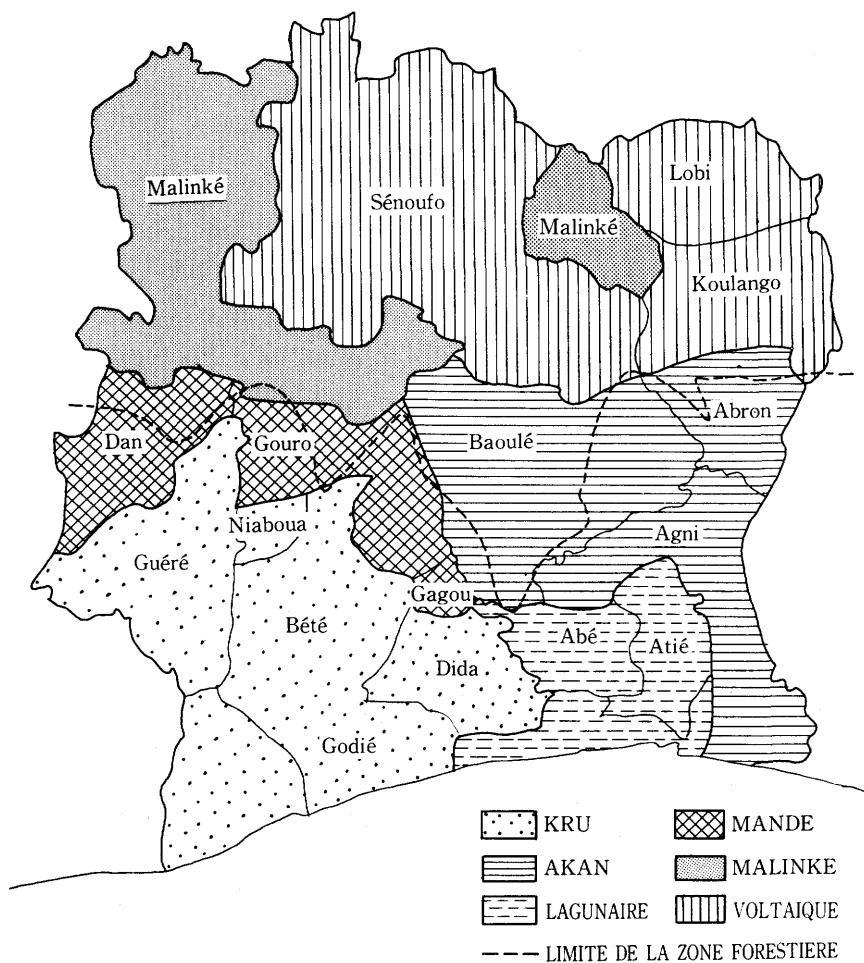
第2のクル・グループは、コート・ジボワールの西部からリベリアの東部にいたる大森林地帯に古くから居住している諸部族である。このグループに属する諸部族の中で、ゲレ族は、G・P・マードックの分類では、政府報告書、ORSTOM地図とは異なり、マンデ・グループの中にいれられている。ゲレ族は、マンデ・グループとクル・グループとの接点に居住し、のちに個別

第2表 コート・ジボワール諸部族の分類比較

〈政府報告書〉	〈ORSTOM地図〉	〈G・P・マードック〉
AKAN	—AKAN	—AKAN
LAGUNAIRES	—LAGUNAIRES } AKAN	—LAGOON } TWI
KRU	—KRU	—KRU KRU
MANDE DE SUD	—MANDE DE SUD	—MANDE PERIPHERAL
	MANDE	—(INTRUSIVE) MANDE
MALINKE	—MANDING	—NUCLEAR NUCLEAR
VOLTAIQUE	SENOUFO KOULANGO LOBI } VOLTAIQUE	SENOUFO LOBI MOLE GRUSI } VOLTAIC

第1図 コート・ジボワールの文化グループ^a(出所) ORSTOM, *Atlas de Côte d'Ivoire*.

第2図 コート・ジボワール主要部族の分布地図



(出所) Ministère du Plan, *Côte d'Ivoire 1965 Population*, Abidjan, 1967, p. 26.

にとりあげて述べるように北方からの移入の伝承をもつブロア (Bloa, 後述) も多く存在することから、彼はマンデ・グループに分類したのだろう。

第3のマンデ・グループは、ニジェール川の上流に発したといわれているグループで、現在のマリ国南部を中心に、コート・ジボワール北西部から

ギニア東部、シェラレオネ、さらにはセネガルのカザマンス地方まで広く分布しているグループである。このマンデ・グループは、政府報告書では、マリンケと南部マンデに、ORSTOM地図では、マンディング（バンバラ族とマリンケ族の総称）に、G・P・マードックでは、中間マンデと周辺マンデにそれぞれ分類されているが、いずれも前者は、それらの本来の領土とみなされている地域に居住している諸部族であるのに対して、後者は16世紀中葉頃から（それ以前にも徐々にはあったが）その周辺地域におしだされ移入してきた人びととその子孫によって形成された諸部族であると考えられている⁽⁵⁾。

第4のボルタイック・グループは、その名の示すとおり、このグループの中核は今日のオート・ボルタ国側にある。セヌフォ族・ロビ族などは、そのグループが南下して形成された諸部族であると考えられている。

以上にみたように、コート・ジボワールは、東、北東、北西、西にそれぞれコート・ジボワール国外に連続している四つの文化圏に属する諸部族によって形成されているといえよう。コート・ジボワールの国境は、こうしたこの地域の歴史的な背景を無視して、宗主国側の事情によって画定されたものであったわけである。もっとも、四つの文化圏といっても、それらの接点においては各グループが截然と分かれているとはいはず、たとえば、さきにあげたゲレ族の場合のようにマンデ・グループとクル・グループとの間にどちらにも分類されうる部族も存在しているわけである。

いずれにしろ、コート・ジボワールの場合、この国境内において支配的な文化（四つの文化の併存）、部族は存在しなかった。コート・ジボワールという植民地時代のそれを継承した国名は、フランス語におけるその具象性（それに、国名であるにもかかわらず英語圏ではIvory Coast、日本語でも公式には象牙海岸と翻訳してしまう）に比して、コート・ジボワールの諸部族にとっては、その歴史的淵源を植民地時代にしかもたない抽象的な国名である。その意味でこの国名は、コート・ジボワール諸部族に対して消極的に平等を保証している国名であるといえる。

コート・ジボワールの51部族の人口は、第1表に示された範囲の中だけで

も、大は76.5万のバウレ族(3)から、小はゴディ族(20)の2万人まで、大小さまざまである。この表には示していないが、ワネ(Wané)族などは、人口わずかに500人といわれている。政府報告書から引用した第1表の数字は、5~15%の誤差を含むと注記されているきわめて大雑把な推計であるが、諸部族の人口規模には、かなりの差があることだけは認められよう。

【後略】

2. 諸部族の実態【略】

3. フランスの植民地政策

(1) 保護領条約【略】

(2) 内陸部の軍事的征服【略】

(3) 植民地行政区画の設定

フランスのコート・ジボワールに対する植民地進出は、はじめセネガルのゴレ島、サン＝ルイ(Saint-Louis)，つづいてギニアのコナクリの軍事基地の管轄下で行なわれてきたが、1893年、コート・ジボワールはこれらの基地から独立した「自治植民地(colonie autonome)」の地位を与えられた。つづいて1904年には、A.O.F.(l'Afrique Occidentale Française——仏領西アフリカ)にその一行政単位として編入された。

フランスは、当初、グラン・バッサムに植民地コート・ジボワールの総督府をおき(その後、総督府は一時、バンジェルヴィルに移されたのち1934年以降はアビジャンが植民地首都となる)，コート・ジボワールの行政区画の設定に着手する。

この植民地行政の区画設定は、これまでに検討してきたコート・ジボワールの部族的編成にどのように対応し、これにどのような影響を及ぼしたので

あろうか。

そこでまず注目しなければならないのは、今日のコート・ジボワール国の国境として継承された仏領コート・ジボワールの国境そのものの画定である。19世紀末のヨーロッパ列強による植民地拡張の時代、コート・ジボワールの場合、まず問題になったのは東部の英領植民地、黄金海岸（現在のガーナ国）との国境である。この国境は、英仏の植民地拡張競争の結果、両者の妥協の産物として、その意味で人工的につくりあげられたという要素が強い。それを象徴的に示しているのは、アニイ族の一分枝といわれるアンデニエ（*In-dénié*）王国をめぐる英・仏両国の角逐であった。このアンデニエ王国は、北部からボンドウクを経て、アシニの沿岸にいたる伝統的な交易のルートにあたっていたので、この王国の帰属は重視されたのである。フランスは、それまで英領内のアシャンティ連合の影響下にあり、同連合と密接な関係をもっていた（アンデニエ国王の即位は、1880年までアシャンティ連合の首都クマシの王の代表者の臨席のもとに行なわれていた）アンデニエ王国の政治的自立性を主張し、これをきり離してコート・ジボワールの領内にとりいれようとした。1893年、この問題はフランス側の主張どおり、英・仏の間で一応、決着をみたが、実際上はその後、アンデニエ王国の反乱などもあって、英・仏の話合いは何度かくりかえされねばならなかった。この地域の部族的編成を無視したこのような人為的な国境の画定は、結局、住民によっては事実上今日でも無視されて国境をまたいで住民は自由に往来しているといわれている⁽¹³⁾。

北部の国境、仏領スーザン（現在のマリ国）、オート・ボルタとのそれは、両者が同じ仏領西アフリカに属していたということもあって、最終的に現在の位置に確定したのは、第2次大戦後の1947年になってからであった。

以上のように、他国との国境についてはあいまいな点をのこしたまま、コート・ジボワール植民地政府は、国内の行政区画の整備を実施していった。植民地政府は、県（cercle）、郡（subdivision）、区（canton）、トリビュ、村（village）、市（commune）という行政区画を設定した。政府統計によれば、植民地時代の末期、1956年においてコート・ジボワールは、19の県、49の郡、

258の区、8051の村と、アビジャン、ブアケ、グラン・バッサムの三つの市から編成されていた(トリビュの数は示されていないが、これまでに検討した個別の部族のトリビュの大きさからみて、その数は全国で1000を優にこすものとおもわれる)。

これらの行政区画は、基本的には植民地時代の初期に確立され、その後あまり変化せず独立まで継承された。県の段階での変化をいえば、1954年にアボソ (Aboisso), 1956年にブアフレ (Bouaflé) が、そして1937年以降、郡に格下げされていたオジエンヌ (Odiénné) が、それぞれ県になった程度である。

この県の水準で、植民地行政区画は植民地化前の部族的編成にどの程度対応していたであろうか。利用しうる資料⁽¹⁴⁾としては、1947年当時の各県の部族構成を示した統計がある。それによると、当時、存在した16の県のうち一つの部族がその県の人口の7割をこえている県は、アバングル (Abengourou) — アニイ族83%，アグボヴィル (Agboville) — アキエ族 (アベ族を含む) 84.3%，ブアケ (Bouaké) — バウレ族78%，ガノア (Ganoa) — ベテ族 72.5%，ディムボクロ (Dimbokro) — バウレ族72.5%，グラン・ラフ (Grand-Lahou) — ディダ族 (ゴティエ族を含む) 79.2%，カチオラ (Katiola) — タグアナ族 (Tagwana) — ジミニ族 (Djimini) を含む — 86.9%，コロゴ (Korhogo) — セヌフォ族70.5%，セゲラ (Séguéla) — マリンケ族 (コヤ族を含む) 82.2%，タブ (Tabou) — クル族 (ゲテ族を含む) 88.8%の計10県となっている。バウレ族の場合には、ブアケとディムボクロの2県で人口の7割以上を占めている。上記と同じ資料には区以下の区画については具体的な数字はないが、区 (canton) 別の人口統計に付記されている各区の「支配的部族」の名をみると、区の水準ではその住民は部族的にはさらに純化していることが推察される。

この問題を、バウレ族とゲレ族の場合について前節で用いたバウレ族に関する調査報告書によってもう少し詳細に検討してみよう。

(イ) バウレ族

それによるとフランス植民地政府は「既存の領土的構造をほとんどそのまま保持したが、伝統的な権威を基盤となっていた諸原理については根本からくつがえした」⁽¹⁵⁾という。

いわゆるバウレの国は、植民地政府によって、ブアナ、ラギューン(Lagunes)，ディムボクロ、ダロアの四つの県に分割されることになった。1947年当時、区の水準でみるとブアケ県は、グロ族を主要部族とする五つの区からなるズエヌラ郡(subdivision de Zuénoula、ズエヌラ郡は同じグロ族を主要部族とするダロア県のシンフラ郡とともに1956年分離独立してブアフレ県となる)を含んでいたが、その他の19の区と1市からなる四つの郡は、バウレの国に属していた。ラギューン県の場合は、バウレ族とアニイ族が共存する二つの区からなるティアサレ郡だけで、他の三つの郡はバウレの国の範囲外であった。ディムボクロ県は、17区のうち13区がバウレ族の区である。ダロア県に関していえば、21の区のうちバウレ族の区は一つだけである。以上のように、バウレ族の場合には、主にはブアケ県とディムボクロ県に包含されたのではあるが、植民地化前の領土的範囲は県の水準ではもはや完全には尊重されていなかった。

県の下の郡の範囲は、バウレ族の伝統的な領土的単位とはあまり関係なく、軍事的征服時に各所に建設された軍事基地の所在地を中心に編成された。しかしさらにその下の区の場合には、バウレ族の伝統的な領土的単位であったメが存在するところでは、その境界が尊重されたという。

メは区の領土的な境界としては尊重されたが、その首長に関しては植民地政府は「……伝統的な首長制の継承の諸原理を、少なくとも植民地化の初期においてはあまり尊重しなかった。植民地政府は彼らの命令に忠実な彼らの部下——通訳・ボーイ・旧兵士など——を首長として住民におしつけた。あるいは、正統的な首長であると主張する陰謀家の権力濫用を放任していた」⁽¹⁶⁾という。

区という水準は、植民地体制下においては、植民地支配者側と住民との間

の行政的な接点であったと考えられる。それより上位の郡、県は完全に植民地支配者側が掌握している支配者側の機構であり、住民にとってはその意味では外部的な存在であった。区の下には、トリビュ、村という行政単位が存在したが、これらについてはバウレ族の伝統的な単位、アクパスア、クロの単位がほぼそのまま踏襲された。それぞれの単位を統轄する長についても、住民の伝統が尊重されたらしいが、年月の経過とともに彼らは次第に実質的には植民地行政機構をささえる末端の最下級官吏に変質していった。またバウレ人の側においても、植民地政府がそれらの長に期待し予定している機能の性格を知って、真の首長ではない身代りの首長を出して状況に対処するということもあったという。

(ロ) ゲレ族

第17表【略】は、コート・ジボワールの行政区画とゲレ族のプロア・ドリュ【伝統的領土単位としては最大のもので軍事連合と訳される一編者】、プロア【郷土と訳される一編者】(IIの2.(3)ゲレ族の項【略】参照)との関連を示したものである。本項の末尾【略】において述べるように、コート・ジボワールの行政区画は、1960年の独立以降、再三にわたって改革が行なわれてきたが、末端の区(canton)に関しては、植民地時代からほとんど変化していない。ゲレ族の場合をみても、独立以後の変化としては、ブルノ(BLOUNO)区が1区創設されただけで、その他の21区は独立以前のままである。現在(1969年6月以降)は、ゲレ族は22の区、七つの郡を構成し、バンゴロ郡とログアレ郡がマン(Man)県に、その他はギグロ(Guiglo)県にそれぞれ属している。植民地時代には21の区が、三つの郡を構成し、いずれもマン県に属していた。

いずれにしろ、区の水準とプロアとの関係をみてみると、一つの区に他のプロアとともに編入されているものが、35プロアのうち21プロア、一つのプロアが二つの区に分断されているものが7プロア、一つのプロアの範囲がそのまま区になっているものは7プロアとなっている。郡の水準についてみると、ゲレ族のプロア・ドリュというまりは完全に無視されているといつ

てよいであろう。

以上に概観したように、植民地行政区画の設定は、最末端の村から区の水準までは、その地域の部族的な領土的単位が大体において尊重されたとみてよいであろう。しかし、その政治的な意味は次第にぬきとられていったことはいうまでもない。またこの行政区画の設定は、それ故にコート・ジボワールの部族的編成をその時点で凍結し固定化するという役割も果たしたといえよう。

【後略】

(4) まとめ 【略】

結論 族的存在としての人間

1. tribeとethnic (またはgroupe ethnique) 【略】

2. tribeとethnic group 【略】

3. 族的集団としての部族と民族

IIで検討したコート・ジボワールの諸部族の実態は、部族概念が喚起する通念的なイメージからほど遠いものであった。

そこで一方では前項で紹介したように部族概念そのものをアフリカの現実を説明する用語としては放逐しようという主張が登場してくる。また他方では、部族概念をよりアフリカの現実にみあったものに定義、あるいは定義しなおそうとする試みもあらわれてくる。

前項で紹介した【省略部分一編者】ガリバーもその一人である。彼は部族概念の放棄そのものには賛同しないが、「19世紀に一般的に通用していた」「た

がいに親族関係で結ばれた一つの社会組織のもとに結合した人びとの集団」⁽¹²⁾というような古典的定義も、彼が主に調査した東アフリカの諸部族の実態にはそぐわないとして、次のようなきわめてゆるやかな定義を示す。彼によれば、部族とは「その成員、または外部のものから文化一地域的な基準 (cultural-regional criteria) にもとづいて区別されている人びとの集団」⁽¹³⁾である。そしてそれらは、征服、被征服、移民、などによって離合集散をかさねて今日あるようなものに歴史的に形成された集団の単位であり、部族ということばの通念的なイメージが示唆するような原生的・固定的な集団の単位ではないことを強調している。

このような部族概念の再定義の試みの特徴は、一つには今日なおアフリカで部族と呼ばれている集団の実態に定義の内容をより近づけようとしていること、そのこととの関連で古典的な定義においてはその重要な構成要素となっていたいわゆる血縁的紐帯、あるいは親族的要素をその新しい定義から取り除こうとしていることである。そしてこの血縁的紐帯をその定義の構成要素から取り除こうとする意図の背景には、あきらかにモーガン的な未開から文明、社会から国家、血縁から地縁へという人類社会の発展図式が存在しているのである。血縁的紐帯を部族の定義からおとすということは、アフリカの諸部族の実態に関する事実認識にもとづくとはいえ、その認識の枠組の問題としてはモーガンの発展図式を前提とし、その枠組の中で部族を文明の側、民族の側にひきよせて定義しなおそうとしていることを示しているようにおもわれる。tribe概念を放逐してethnic groupにおきかえようとする試みは、そのような動きの極限として位置づけられよう。たとえば上記のガリバーの部族の定義をスターリンの民族の定義「……共通の言語、地域、経済生活および共通の文化として表現された心理状態を土台として形成されたところのひとびとの歴史的に構成された共同社会」と比較してみよう。ガリバーのいう「文化一地域的な基準」には言語は含まれているから、前者に欠落しているものは、要素としては経済生活だけである。

このような部族概念の再定義の動きは、どのように評価されるべきである

のだろうか。

私は、このような動きは本質的には部族的世界——古典的な定義においては価値的な評価はともかく異質の世界として確保されていた世界——内部への近代の浸透過程であるとみる。それは第三世界=部族的世界の政治的めざめという現実を前にして、ヨーロッパ的近代の世界認識の方法が示した政治的対応であっても、未開と文明に二分する世界認識の方法の基本的図式に根底的な批判を提示する方向には向かっていないようにおもわれる。未開と文明に二分されたその図式はそのままに、そのように二分された文明という自らの側に未開の現実をよりひきよせて理解しようとしているだけであるようにおもわれる。それは部族的世界の抬頭に迎合し、現実における部族的世界の消滅を宣言しているにすぎないのでないだろうか。

では、世界を未開と文明に二分する近代ヨーロッパの世界認識の方法は、どのような方法によってその方法の歴史的限界を明らかにされるのであろうか。

私はここでヨーロッパ近代の世界認識の基本的図式の歴史的限界を明らかにするための方法的な操作として、族という概念を提示したいと考える。日本語の部族、民族に共有されている族という語幹に着目し、それを両者に共通する素因として措定するのである。高島善哉は、スターリンの民族概念を人種という要素をおとしていると批判しているが、ここにいう族という素因は、高島のいう人種に近い概念である。また部族の古典的定義において存在し、今日その定義から消去されつつあるいはわゆる血縁的紐帯もこれに近い。またこの族概念は、tribe概念をめぐる論議の中で提示されたethnic groupという概念にも類似している。しかしethnic groupという概念は、tribe概念を放逐しそれにとてかわるべきものとして提示されている点においてここにいう族概念とは異なる。

この族という素因を措定したうえで、部族、民族を族の歴史的形態として位置づける。この地球上に今日、民族、部族という形態で存在する族がその

ようなものとして形成されたのは、どの時代であったかといえば、民族のみならず部族についても、それは近代世界の成立の過程においてであったことは明らかであろう。近代世界は、族的には民族と部族によって編成され、秩序づけられた世界として成立したのである。部族も民族も、近代世界の成立過程で生みだされた族の歴史的形態なのである。つまり部族と民族はそれぞれ固有の内在的性格によって規定されているようにみえるが、両者は近代世界がつくりあげた人類の族的関係の一形態なのである。部族一民族関係として近代世界は成立したのである。

「民族は人間の社会的集団の諸形態の中でも、最も基本的なものであると同時に、民族ほど様々に異なった政治的、歴史的条件のもとで多様なあらわれかたを示すものはまれであろう。基本的であると同時に、常に特殊化された形態をとって現われる……」⁽¹⁴⁾というような表現において「民族」それ自体が特殊化された形態であることが、著者の意識にかかわらず民族とともに部族という概念が存在している以上、指摘されねばならないのである。この「民族」を族という概念におきかえるとき——おそらく著者の意識においてもこれを指しているものとおもわれる——上記の主張は有効なものとなるのである。

近代世界はその政治的自立性を互いに承認しあう民族群と、それらの「保護」下、あるいはそれらからの隔離状態におかれた部族群とによって族的には編成されたのである。そしてヨーロッパ近代の民主主義理念が、その射程の中にとりこむことができたのは、民族間の市民的平等であった。

【中略】

今日的状況において、ある特定の族的集団が民族と呼ばれ、その他のものが部族と呼ばれているということの基底には、上記のような体制的イデオロギーが存在しているのであり、民族と部族の区別はそのイデオロギーに支えられているのである。したがって、今日的状況の中で、民族と部族との差異を理解しようとするならば、その族と現在の諸国家権力との距離という基準が、その区別の最も説得的な説明原理になりうるはずである。すなわち、自

らの族的集団の族としての再生産を国家的に保証されている族的集団が民族であり、その保証をえていない族的集団が部族であるといえるのである。かくしてコート・ジボワールに現存する60余の族的集団は部族と呼ばれるのである。なぜならば、コート・ジボワールの国家権力は、それらの族的集団のいずれに対しても、あるいはすべてに対して平等に、族として自らを再生産することを保証してはいないからである。逆に国家権力は、各部族に対してコート・ジボワール民族という理念的な族的集団の中に融合することを要請しようとしているのである。それは体制的イデオロギーが、コート・ジボワールの国家権力に浸透してきていることを示す事実であるといえよう。

4. 族的存在としての人間【略】

[注] —————

I

- (1) Maurice Godelier, "The Concept of Tribe: crisis of a concept or crisis of the empirical foundations of anthropology?" (*Diogènes*, No. 81, Spring 1973), p. 2.
 - (2) Aidan W. Southall, "The Illusion of Tribe" (*Journal of Asian and African Studies*, Vol. V, No. 1~2, Jan.-April 1970), p. 29.
 - (5) M. Godelier, *op. cit.*, pp. 2-3.
 - (6) Julius K. Nyerere, *Freedom and Unity: Uhuru na Umoja*, London, Oxford Univ. Press, 1966, pp. 38-39.
 - (7) E. R. Service, *Primitive Social Organization*, New York, 1962, Random House, p. 3.
 - (8) A. R. Radcliffe-Brown and Daryll Forde(ed.), *African Systems of Kinships and Marriage*, 6th edition, London, Oxford Univ. Press, 1962, p. 1.
 - (9) *ibid.*, p. 2.
 - (10) M. Godelier, *op. cit.*, p. 2.
 - (11) *ibid.*, p. 1.

II の 1

- (1) Ministère du Plan, *Côte d'Ivoire 1965: Population*, Abidjan, 1967. 以下、本文では政府報告書と略記する。

(2) Ministère du Plan, Office de la Recherche Scientifique et Technique

Outre-mer (ORSTOM), Institut de Géographie Tropicale (Université d'Abidjan), *Atlas de Côte d'Ivoire*, 1971, B2a. 以下本文ではORSTM地図と略記する。

- (3) G. P. Murdock, *Africa: its people and their culture history*, New York, McGraw-Hill, 1959.
- (4) Maurice Delafosse, *Vocabulaire comparatif de soixante langues ou dialectes parlés en Côte d'Ivoire*, Paris, Leroux, 1904.
- (5) Y. Person, "En quête d'une chronologie ivoirienne" (J. Vansina and others ed., *The Historian in Tropical Africa*, London, Oxford Univ. Press, 1964), pp. 332-338.

II の 3

- (13) Christion Forlacroix, "La pénétration française dans l'Indénié (1887~1901)," *Annales de l'Ulniversité d'Abidjan 1969*, Série F, Tome 1, Fascicule 1, pp. 91-136.
- (14) Ministère du Plan, *Inventaire économique de la Côte d'Ivoire 1947 ~ 1956*, Abidjan, 1958, p. 27.
- (15) Ph. et M.-A. Salverte—Marmier, *le Peuplement: Etude Regionale de Bouaké 1962~64*, Tomc 1, p. 199.
- (16) *ibid.*, p. 207.

結論

- (17) P. H. Gulliver (ed.), *Tradition and Transition in East Africa*, London, Routledge & Kegan Paul, 1969, p. 9.
- (18) *ibid.*, p. 24.
- (19) 田中克彦「ソ連邦における民族理論の展開」(『思想』1975年5月号)。

(原口武彦／執筆時：アジア経済研究所調査研究部，現：総合研究部研究主幹)